

京都サイクルクラブ会則

第1条（名 称）

本会は、京都サイクルクラブ（以下「クラブ」という。）という。

第2条（運 営）

クラブは、一般財団法人日本サイクルスポーツ振興会（以下「JCSPA」という。）/株式会社 J P F（以下「JPF」という。）が運営し、事務所を京都向日町競輪場内（京都府向日市寺戸町西ノ段5）に置き、クラブの練習場は、京都向日町競輪場を主体とする。

第3条（目 的）

クラブは、あらゆる年代の会員が自由に自転車競技に親しむことができる環境を整備し、会員相互の親睦を深め、健康維持・増進を目指すとともに、自転車競技の魅力を地域に配信し、幅広く自転車競技者層の拡大を図ることを目的とする。

第4条（関係団体との協力）

クラブは、運営の円滑を図るため、関係団体の協力を仰ぐとともに、必要に応じ活動の一部を委託することができる。

第5条（事 業）

クラブは、目的を達成するため会員を募り、次の事業を行う。

- (1) 自転車競技の練習とそれに必要な体育・自転車の知識などを指導すること。
- (2) その他、目的達成に必要な事業を行うこと。

第6条（練 習）

バンク走行体験の練習実施日および練習時間は、原則として毎月1回、土曜もしくは日曜日の午前9時から午後1時までとする。なお、やむを得ない理由がある場合は、練習実施日及び練習時間、練習回数を変更する場合がある。

(1) 悪天候等で走路使用ができない場合は、以下の条件で中止、もしくはその他の場所での練習に変更する場合がある。

ア 当日の午前6時現在「向日市」に警報（大雨、洪水、暴風、雷）が発表されている場合

イ 気象庁（当日午前5時）発表の京都府南部（6～12時）の降水確率が70%以上の場合

(2) 台風の接近やその他当日の明らかな悪天候が予想される場合は、前日の段階で中止を決定する場合がある。

- 2 サイクルパーク京都の利用日・時間は、原則として毎週土日・祝日の午前10時から午後3時半とする。なお、コース全面が濡れる等使用が危険と判断した場合は、利用を中断・中止する。また、やむを得ない場合、利用日・時間を変更したり、臨時開園/休園日を設ける事がある。
- 3 15歳未満の入場は成年者の同伴を必要とする。ただし、公益財団法人日本自転車競技連盟（以下「JCF」とする。）の競技登録者で中学生以上の者はこの限りではない。

第7条（会員ならびに心得）

- 1 会員とは、自転車を愛好する者で、JCSPAの会員登録を行い、当会が入会を認めた者をいう。なお、未成年の場合は保護者の承認を得るものとする。
- 2 会員は、自転車競技の練習に使用する機材等の貸与を受け、クラブが行う活動に参加することができる。
- 3 会員は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) クラブの諸規則を守り、係員の指示に従って行動すること。
 - (2) 貸与された機材等について、責任を持って管理をすること。

第8条（機材の貸与及び取扱い）

- 1 会員は、クラブが行う活動の都度、次の機材の貸与を受けることができる。
 - (1) 競技用自転車
 - (2) ヘルメット
 - (3) その他練習に必要な機材（発走機等）※貸与できる競技用自転車・ヘルメットについては数に限りがあり、貸与できない会員は活動に参加できない。
- 2 会員は、機材の貸与を受けようとするときは、係員にその旨申し出て指示に従うものとする。
- 3 会員は、活動終了後、機材の整備点検を行い、係員に返納するものとする。
- 4 会員は、貸与機材を使用するときは、次の事項を厳守しなければならない。
 - (1) 自転車の使用場所は走路又は室内練習所とし、その他の場所では使用しないこと。
 - (2) 自転車に乗車し練習するときは、必ずヘルメットを着用すること。
 - (3) レーサーシューズで走路内を歩かないこと。

第9条（傷害保険の加入）

- 会員は、クラブの練習日における事故・負傷に備え、傷害保険に加入するものとする。
- 2 サイクルパーク京都にてBMXフリースタイルパークの競技練習を行う場合は別途（公財）スポーツ安全協会が提供するスポーツ安全保険に事前加入するものとする。

第10条（応急救護等）

- 1 会員が、クラブ活動の参加中に負傷、又は発病したときは、応急救護を行う。
- 2 傷病のために要する治療費は、会員の自己負担とし、クラブは負担しないものとする。
- 3 応急救護とは、本人が自力で歩くことができ、意識がはっきりしている状態での応急措置をいう。

第11条（会員資格の取消）

- クラブは、会員に次の事項に該当する行為があったときは、会員の資格を取消することができる。
- (1) 会則に定められた事項を遵守しない場合。
 - (2) 係員の指示に従わない場合。
 - (3) 会員としての名誉を著しく汚す行為があったとき。

第12条（個人情報取扱い）

- 1 個人情報の取扱いについては、適切にクラブが管理する。
- 2 クラブは、よりよい活動を行うため、必要な範囲内において個人情報を関係団体等に提供する場合がある。この場合、提供先にはクラブが定める個人情報の取扱方法を遵守させ、クラブが提供先の個人情報の管理責任を負うものとする。

京都サイクルクラブ会則

第13条（会費および保険料）

会費および保険料については以下のとおりとする。

区分		バンク走行体験 (1回参加)	ローラー練習会 (1回参加)	サイクルパーク京都(BMX) (1回参加0)	BMXレンタル (1日利用)
会費	大人	500円	300円	500円	500円
	高校生	300円	300円	300円	500円
	中学生以下	200円	300円	200円	500円
	保険料	上記金額に含む			
バンク強化指定会員 ※本クラブが強化指定クラブに認定したチームのメンバー					
区分		バンク強化練習 年間	目的/運用		
年会費	大学生	2000円	京都府内の高校・大学自転車競技部の選手強化育成を主な目的とする。		
	高校生	2000円	練習時間は事前調整し決める。練習には指導者同伴を義務付ける。		
	保険料	保険料として会費を徴収するが、同等の傷害保険にチームとして加入している場合は年会費を免除する。			
BMXパーク競技練習会員					
区分		BMXパーク 競技練習 ※(公財)スポーツ安全協会のスポーツ安全保険への事前加入が必要です。			
会費	大人(18歳～)	500円			
	高校生	300円			
	中学生以下	200円			
	保険料	中学生以下：1450円(年間)、高校生以上：1850円(年間) ※加入年4月1日～加入翌年3月31日(中途加入の場合は加入翌日より)			

附則 この会則は平成29年4月1日から施行する。
 この会則は平成29年5月13日から施行する。
 この会則は平成30年2月3日から施行する。
 この会則は平成30年11月21日から施行する。
 この会則は令和2年2月1日から施行する。
 この会則は令和3年4月1日から施行する。